

議案第61号

阿見町印鑑条例の一部改正について

阿見町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月8日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町印鑑条例の一部を改正する条例

阿見町印鑑条例(昭和49年阿見町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「(以下第6条において「登録申請代理人」という。)」を削る。

第6条中「書面(以下「印鑑登録証」という。)」を「印鑑登録証」に、「登録申請代理人」を「代理人」に改める。

第7条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第3条第2項の規定は、印鑑登録証の再交付の申請について準用する。この場合において、同項中「登録申請者」とあるのは「印鑑登録者」と、「前項の申請」とあるのは「印鑑登録証の再交付の申請」と読み替えるものとする。

第8条に次の1項を加える。

- 2 第3条第2項の規定は、亡失届の届出について準用する。この場合において、同項中「登録申請者」とあるのは「印鑑登録者」と、「前項の申請」とあるのは「印鑑登録証の亡失の届出」と読み替えるものとする。

第9条第3項中「亡失届により」を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 第3条第2項の規定は、印鑑登録の廃止の申請について準用する。この場合において、同項中「登録申請者」とあるのは「印鑑登録者」と、「前項の申請」とあるのは「印鑑登録の廃止の申請」と読み替えるものとする。

第10条中「第8号」を「第7号」に改める。

第11条第1項第1号中「印鑑登録者」の次に「又は代理人」を加え、「第8条」を「第8条第1項」に改め、「とき」の次に「。」を加え、同項第2号及び第3号中「とき」の次に「。」

を加える。

第13条の2中「民間事業者が設置する」を削り、「搭載された個人番号カード」の次に「その他の規則で定める書類」を加え、「公的個人認証法第16条の2第1項」を「電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロ」に、「同法」を「公的個人認証法」に改める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

阿見町印鑑条例（昭和49年条例第15号）新旧対照表

改正前	改正後	備考
（印鑑の登録の申請） 第3条 （略） 2 登録申請者が疾病その他やむを得ない事由により、自ら申請することができないときは、代理権の授与があつた旨を証する書面を添えて、代理人<u>（以下第6条において「登録申請代理人」という。）</u>により前項の申請をすることができる。 （印鑑登録証） 第6条 町長は、印鑑の登録をした場合には、印鑑の登録を受けている旨を証する<u>書面（以下「印鑑登録証」という。）</u>を登録申請者又はその<u>登録申請代理人</u>（代理権の授与があつた旨を証する書面を示すことができる者に限る。）に直接に交付するものとする。 （印鑑登録証の再交付） 第7条 （略） 2 （略） （新設）	（印鑑の登録の申請） 第3条 （略） 2 登録申請者が疾病その他やむを得ない事由により、自ら申請することができないときは、代理権の授与があつた旨を証する書面を添えて、代理人_____により前項の申請をすることができる。 （印鑑登録証） 第6条 町長は、印鑑の登録をした場合には、印鑑の登録を受けている旨を証する<u>印鑑登録証</u>を登録申請者又はその<u>代理人</u>（代理権の授与があつた旨を証する書面を示すことができる者に限る。）に直接に交付するものとする。 （印鑑登録証の再交付） 第7条 （略） 2 （略） 3 <u>第3条第2項の規定は、印鑑登録証の再交付の申請について準用する。この場合において、同項中「登録申請者」とあるのは「印鑑登録者」と、「前項の申請」とあるのは「印鑑登録証の再交付の申請」と読み替えるものとする。</u>	

改正前	改正後	備考
3 (略) (印鑑登録証の亡失届) 第8条 (略) (新設) (印鑑登録廃止の申請) 第9条 (略) 2 (略) 3 印鑑登録者は、当該登録された印鑑を亡失したときは、直ちに町長に<u>亡失届により</u>登録の廃止を申請しなければならない。 (新設) (登録事項の修正) 第10条 町長は、印鑑登録原票に登録された事項のうち、第4条第3項第3号から第8号までに規定する事項について変更があることを知ったときは、職権により当該事項を修正す	4 (略) (印鑑登録証の亡失届) 第8条 (略) 2 <u>第3条第2項の規定は、亡失届の届出について準用する。この場合において、同項中「登録申請者」とあるのは「印鑑登録者」と、「前項の申請」とあるのは「印鑑登録証の亡失の届出」と読み替えるものとする。</u> (印鑑登録廃止の申請) 第9条 (略) 2 (略) 3 印鑑登録者は、当該登録された印鑑を亡失したときは、直ちに町長に_____登録の廃止を申請しなければならない。 4 <u>第3条第2項の規定は、印鑑登録の廃止の申請について準用する。この場合において、同項中「登録申請者」とあるのは「印鑑登録者」と、「前項の申請」とあるのは「印鑑登録の廃止の申請」と読み替えるものとする。</u> (登録事項の修正) 第10条 町長は、印鑑登録原票に登録された事項のうち、第4条第3項第3号から第7号までに規定する事項について変更があることを知ったときは、職権により当該事項を修正す	

改正前	改正後	備考
るものとする。 (印鑑登録の抹消) 第11条 町長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、届出若しくは申請又は職権により当該登録に係る印鑑の登録を抹消するものとする。 (1) 印鑑登録者_____が第8条_____の規定に基づき、印鑑登録証の亡失届をしたとき__ (2) 印鑑登録者又はその代理人が第9条第1項及び第3項の規定に基づき、印鑑登録の廃止を申請したとき__ (3) 印鑑登録者が転出し、又は死亡したことを知ったとき、 (4)～(6) (略) 2 (略) (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付) 第13条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号	るものとする。 (印鑑登録の抹消) 第11条 町長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、届出若しくは申請又は職権により当該登録に係る印鑑の登録を抹消するものとする。 (1) 印鑑登録者又は代理人が第8条第1項の規定に基づき、印鑑登録証の亡失届をしたとき、 (2) 印鑑登録者又はその代理人が第9条第1項及び第3項の規定に基づき、印鑑登録の廃止を申請したとき、 (3) 印鑑登録者が転出し、又は死亡したことを知ったとき、 (4)～(6) (略) 2 (略) (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付) 第13条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（町の電子計算機と電気通信回線で接続された_____端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号	

改正前	改正後	備考
人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。)が搭載された個人番号カード_____又は移動端末設備(<u>公的個人認証法第16条の2第1項</u>)に規定する移動端末設備をいい、<u>同法</u>第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を用いて、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号その他必要な情報を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。 <u>(代理人)</u> <u>第14条 印鑑登録者は、次に掲げる申請又は届出を代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、代理権の授与があった旨を証明する書面を町長に示さなければならない。</u> (1) <u>第7条に規定する印鑑登録証の再交付申請</u> (2) <u>第8条に規定する印鑑登録証の亡失届出</u> (3) <u>第9条第2項及び第3項に規定する印鑑登録廃止申請</u>	カード用利用者証明用電子証明書をいう。)が搭載された個人番号カード<u>その他の規則で定める書類</u>又は移動端末設備(<u>電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロ</u>)に規定する移動端末設備をいい、<u>公的個人認証法第35条の2第1項</u>に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を用いて、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号その他必要な情報を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。 第14条 削除	

議案第61号説明資料

阿見町印鑑条例の一部改正について

【一部改正の理由】

コンビニ交付その他多機能端末を使用した印鑑登録証明書の交付手続きを行うにあたって、使用できる書類等として、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)に規定される利用者証明用電子証明書(以下「電子証明書」)の搭載された書類等を規律している。現行では、当該書類等として個人番号カード(以下「マイナンバーカード」)と移動端末設備(スマートフォン等)を明記している状況にある。

今回、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成31年法律第71号)の改正により、在留カード及び特別永住者証明書に対し、マイナンバーカードと同様に電子証明書の搭載が可能とされたことで、これらの書類もコンビニ交付手続きに使用できるように改正するものである。

また、本件改正に合わせて、各条の用語、規定ぶりの見直しを行い、より事務に適切な規定とする改正を行うものである。

【主な改正内容】

- ① 特定在留カード及び特定特別永住者証明書をコンビニ交付手続きにおいて使用を可能とする改正(第13条の2関係)

→現行規定に加え、電子証明書が搭載された書類として、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加する。ただし、今後の電子証明書機能の搭載される書類等の増減に鑑み、書類の列記は規則委任することにより、今後の改正に即応できるものとした。

- ② その他軽微な改正

→現行においては、コンビニ交付手続きのほか、本庁舎1階及びうずら出張所に備え置く多機能端末による「らくらく交付申請サービス」を実施していることから、多機能端末に係る定義を実態に即したものとなるよう改めた。その他、用語の表記統一等の軽微な修正を行った。

【施行時期】

本条例に係る法改正は、令和8年6月14日から施行されるものであるが、当該改正に伴う条例の改正時期については、令和8年5月21日付デ社第331号「入管法等一部改正法による番号利用法の一部改正に伴う条例等における「個人番号カード」を引用する規定の取扱いについて」により、各地方公共団体の解釈・判断に委ねることとされており、他の市区町村の制定状況を確認のうえ、令和8年阿見町議会第3回定例会での議決・公布とした。施行は、公布の日から即日とした。